

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

法令	コメントの概要	金融庁の考え方
専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件	特定目的会社はその業務の性格上、資本金基準を廃止し、一律店頭デリバティブ取引のプロとしてほしい。(現実に特定資本はなるべく少なくするのが証券化取引の基礎(コストダウンのため)であり、10億円も特定資本金を積む者はいない。)	ご意見を踏まえ、特定目的会社のうち、その発行する資産対応証券を適格機関投資家や資本金10億円以上の株式会社等のみが取得しているものを、専門的知識及び経験を有すると認められる者として追加指定するよう、規定を修正いたします。
不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件	不動産関連特定投資運用業を行う場合の登録時に係る人的構成の審査基準について、金商業府令第13条第4号には「金融庁長官の定める要件に該当しないこと。」となっている。これでは「総合不動産投資顧問業者」に該当しないことという解釈になってしまう。常識的に考えれば「総合不動産投資顧問業者」であることが金融庁長官の定める要件と考えたほうが理にかなっていると思いますが、本件はどのように解釈すべきか。	金商業府令第13条に規定する審査基準は、「金融商品取引業を的確に遂行するに足る人的構成を有しない者であるかどうかの審査」となっており、同条第4号は「有しない者」の基準を定めています。したがって、総合不動産投資顧問業者等であることが登録要件の一つとなっているものと考えていただいて結構です。
不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件	不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件として、「不動産関連特定投資運用業を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であると認められること。」と規定されているが、例えば、実物不動産への投資運用経験等を記載することで足りると考えてよいか確認したい。	例示していただいた「実物不動産への投資運用経験等」は、登録審査時の判断材料としては有効なものと考えますが、それだけで足りるというのではなく、その他にも例えば、登録業務を適切に運営する体制なども審査対象になるものと考えます。
不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件	「…その人的構成に照らして、総合不動産投資顧問業者としての登録を受けている者と同程度に不動産関連特定投資運用業を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者であると認められること。」とあるが、より具体的に定義していただきたい。また、社会的信用を有する者とは具体的にはどのような者をさすのか。例えば、下記の登録・許認可を受けている者は、当該要件を満たしているのか。また、満たしていない場合、どのような条件を加えれば当該要件を満たせるのか、教えていただきたい。 ・ 宅建業法(昭和27年6月法律第176号)第50条の2第1項に規定する国土交通大臣の認可を受けた者 ・ 不動産特定共同事業法(平成6年6月法律第77号)第3条第1項に規定する不動産特定共同事業者として許可を受けた者 ・ 不動産投資顧問業登録規程(平成12年建設省告示第1828号)第3条第1項の一般不動産投資顧問業者としての登録を受けた者	不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件は告示案のとおりであり、それ以上の具体的な内容は、個別の事案に応じて判断されるべき事項であると考えますが、不動産投資顧問業登録規程における基準などが参考になるものと考えます。また、例示していただいた「宅建業法」や「不動産特定共同事業法」等の許認可等については、登録審査時の判断材料にはなるものと考えますが、それだけで足りるというのではなく、その他にも例えば、登録業務を適切に運営する体制なども審査対象になるものと考えます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方  
 (金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件)

番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	1条1号	金商業府令案第185条1項1号に規定する有価証券と書かれているが、185条1項1号に有価証券の規定は見当たらない。金商法第2条の誤りではないか。	「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(以下、告示)」第1条第1号において、定義をしているのは「有価証券」ではなく、「有価証券等」であり金商業府令第178条第1項1号において、「有価証券その他の資産及び取引をいう。」と規定しております。
2	1条4号	ユーロは指定国の通貨と捉えてよいか。	指定国において、ユーロが使用されていれば、指定国の通貨であると考えられます。
3-1	1条5号イ～ホ	従来、指定格付は、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第1条第4項に規定する指定格付を指定する件」に基づき、長期格付のBBB-以上、短期格付のa-3以上と定められていたが、従来同様、BBB-以上とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、第1条第5号について、所要の修正をいたします。
3-2	1条5号イ～ホ	第1条第4号の指定格付について、現行規制では指定格付となっている長期格付BBB(+/-含む)及び短期格付A-3に相当するものが含まれていない。	上記、3-1を参照ください。
3-3	1条5号イ～ホ	第1条第4号の指定格付について、現行規制では指定格付となっている長期格付BBB(+/-含む)及び短期格付A-3に相当するものが含まれていない。	上記、3-1を参照ください。
3-4	1条5号	指定格付からBBB格が欠落しているのではないか。	上記、3-1を参照ください。
3-5	1条5号	証券会社に関する自己資本府令では認められていたBBB格等の指定格付けが新規制では認められていない。	上記、3-1を参照ください。

番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4-1	1条22号、4条7項、5条6項1号、17条6項	「第2条第3項に掲げる表に応じ」「第2条第3項の規定は」とあるが、それぞれ「第2条第6項に掲げる表の区分に応じ」「第2条第6項の規定は」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、告示第1条第22号、第4条第7項、第5条第6項第1号、第17条第6項について、所要の修正を行います。
4-2	1条22号、4条7項、5条6項1号、17条6項	第4条第7項、第5条6項1号および第17条6項の「第2条第3項の規定は、」は、「第2条第6項の規定は、」の誤りではないか。	上記、4-1を参照ください。
4-3	1条22号、4条7項、5条6項1号、17条6項	第2条第6項の表を参照すべきところで、表記が第2条第3項となっている箇所が数箇所ある。	上記、4-1を参照ください。
5	1条15号	同号には表が存在しないため、「以下この表において同じ」は誤りではないか。	ご意見を踏まえ、告示第1条第15号について、所要の修正を行います。
6	1条27号	定義の明確化のため、「…金銭の貸借契約に基づく債権の利率」の後に「(以下「指標利率」という。)」という文言を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、告示第1条第27号について、所要の修正を行います。
7	1条31号	適格債の定義において指定格付が付与されている債券等となっているが、ミディアム・ターム・ノートにおいては、債券に格付が付与されるのではなく、発行プログラムによって、発行者、発行枠などが設定され、そのプログラムに基づいて債券が発行される。このようにプログラムに格付けが付与されてあっても、債券に格付が付与されているとみなしてよいか。	個別債務に対する格付と同一とみなして付与される発行プログラム格付についてまで排除するものではありません。
8	1条33号	現行どおり、文章の末尾に「を算出する方法をいう。」という文言を追加する必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、自己資本告示第1条第33号について、所要の修正を行います。

番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
9	1条37号	為替直先物取引、為替直物先渡取引の取扱いは、後段の「これらに類する取引」に含めてよいか。	そのような理解で結構です。
10	1条39号	案文では、最後の2行で着地取引や債券オプションの定義が列挙してあるが、「期間が一月以上となる売買若しくは選択権付債券売買・・・」となると「一月以上」が「売買」のみにかかるのか、「選択権付債券売買」にもかかるのかがわかりにくい。例えば、当該部分を入れ替え、「選択権付債券売買若しくは期間が一月以上となる売買・・・」とするなど、定義の明確化を図ってはどうか。	ご意見を踏まえ、告示第1条第39号について、所要の修正を行います。
11	1条39号	金利関連取引の定義のうち、「約定日」の前に「債券等の売買のうち」が欠落しているのではないか。	ご意見を踏まえ、告示第1条第39号について、所要の修正を行います。
12	1条3号、1条8号、1条9号、1条29号、1条34号	「ポジション」「ロング・ポジション」「ショート・ポジション」「ネットポジション」の定義は、現行府令のように並べて書いた方がいいのではないか。また、「自己資本規制比率」の定義が34号に定められているが、内部管理モデル方式の用語である33号の「リスク計測モデル」と35号の「バック・テスト」の間に定義されているのはおかしくないか。	本告示中において当該用語がはじめて用いられる順に定義しているものであり、修正は不要と考えます。
13-1	1条46号	金融機関等の定義に、今回、銀行持株会社（日本を除く指定国のこれに準じる会社を含む）を加えているが、銀行の自己資本比率に関する告示と平仄をあわせるためにも、いわゆる証券持株会社も金融機関等に加えていただきたい。具体的には、金融商品取引業者を子会社とする持株会社で、自己資本比率基準の適用を受けている会社に関し、指定国（日本を除く）のこれに準じる会社も含まれるものを想定している。	ご意見を踏まえ、告示第1条第46号について、所要の修正をいたします。

番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
13-2	1条46号	銀行持株会社のみ追加されているが、証券持株会社においても「自己資本比率基準の適用を受けている会社」の場合、金融機関等に含まれており、その整合性からも適当と思われる。	上記、13-1を参照ください。
14	2条6項	株券等について、「第6条第5項の表を適用」とあるが、「第6条第3項及び第6条第4項の表に定める率もしくは第6条第5項の表に定める率を適用」ではないか。	従来の証券会社(又は金融先物取引業者)の自己資本規制に関する内閣府令と同様の取扱いとしており、修正は不要と考えます。
15-1	4条3項	引受期間における引受けに係る有価証券等の額は、「証券業経理の統一について(日証協理事会決議)」の「商品有価証券等(引受口)」の額と同一の額と理解してよいか。	そのような理解で結構です。
15-2	4条3項	経理処理においては、売出し又は募集・売出しの取扱いに係る申込みを受けたときには、引受ポジションとして認識しないが、市場リスクの算出においては払込期日までの期間、認識する必要性が分からない。	上記、15-1を参照ください。
16	5条、17条	店頭デリバティブ取引のうち、クレジット・デリバティブについての定義を追加する必要があるのではないか。金商法においては、店頭デリバティブ取引が第1種金融取引業として定義され、承認を要しなくなったためである。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
17	5条2項	文中「…次条第一項第一号…」の「第一号」は不要と思われる。	ご意見を踏まえ、告示第5条第2項について、所要の修正を行います。
18	5条5項	ベガリスク相当額の「当該合計額の想定変動幅を合計して得た額」を「損失額が大きくなる場合の損失額」に変更してほしい。	ベガ値の変動幅を対象としており、修正は不要と考えます。



番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
19-1	5条10項	①金融商品取引法において、信託の受益権が「みなし有価証券」と定義されたことに伴い、表に掲げる有価証券等の定義を明確にしていきたい。 - 証券化による信託受益権が、有価証券等の区分のうち「特定社債券 他」に含まれることを明記する。 - 不動産や動産の信託受益権については、対象とならないと明記する。	有価証券等の区分に該当するものがない場合は、その他の有価証券等で算定していただく必要があります。なお、トレーディング目的で信託受益権を保有している場合は、市場リスクの計算対象になると考えられます。
19-2	5条10項	②表に掲げる有価証券等について、同一の有価証券等を原資産とする派生商品によりヘッジした場合に、ポジションを相殺の上で市場リスク相当額の算定ができることを、新たに追加していきたい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
20-1	7条3項2号ハ	①同表と整合性がない為、(注)を削除する必要あり。	ご意見を踏まえ、削除いたします。
20-2	7条3項2号ハ	②旧府令の別表第9と比較すると、注にホリゾンタル・ディスアローアンスの記載が新規に加わっているが、ホリゾンタル・ディスアローアンスの定義は何か、お教え願いたい。	上記、23-1を参照ください。
20-3	7条3項2号ハ	③デュレーション法のパーセント中「三十」のみが横書きとなっている。	ご意見を踏まえ、告示第7条第3項第2号ハについて、所要の修正を行います。
21	7条4項	当該表の期間の算出について、一月とは、基準日のよく翌月の応答日までを捉え、応答日が存在しない場合は、その手前の日付までを捉えてよいか。また、1年超の区分における小数点以下の年数については、日数を数え、分母を365とする算出により導いてよいか。その場合は、閏年は考慮しなくてもよいか。	取引契約等実務に応じて算出していただきたいと考えます。

番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
22	9条	通貨ごとにネットするのは、外貨にて行うのか、それとも円貨額(貨幣対照表計上額など)にて行うのか。外貨額にて行う場合、円貨への換算レートは基準日のTTMでよいか。円貨額にて行う場合、個々の外貨建て資産・負債により、換算レートが異なっても差し支えないか。	それぞれ円貨額に換算していただきたいと考えます。
23	11条1項	文中「…(次の表)」の後ろの括弧は不要ではないか。	ご意見を踏まえ修正いたします。
24	14条2項8号	内部監査の頻度は1年に1回以上に変更するという趣旨でいいのか。	そのような理解で結構です。
25-1	14条3項1号	「バリュー・アット・リスクを次の算式により換算した数値を…」における「次の算式」がない。	ご意見を踏まえ、告示第14条第3項第1号について、所要の修正を行います。
25-2	14条3項1号	算式が欠落しているのではないか。	上記、25-1を参照ください。
26-1	15条1項	従来「バリュー・アット・リスクの算出方法を変更したとき」に届出が求められていたが、本告示案では、自己資本規制比率計測の責任者やリスク管理部署の組織体制に異動があるたびに(名称変更等の)瑣末なものでも必ず届出を行い、責任者の履歴書、内部管理モデル方式に関する社内規則、その他内容に「重要な」変更があるたびに届出が求められることになっている。ここで指摘される、内部管理モデル方式の内容等における「重要な」変更というのは、具体的にどのような変更を指しているのか、判断基準に関する例示をいただきたい。	どのようなものが重要な変更にあたるかについては、あらかじめお示しすることは困難ですが、例えば市場リスクの計測対象通貨に新たな通貨が加わったことにより、リスク量が増大するなど影響の度合いが大きくなったことなどを想定しています。
26-2	15条1項	また、第1号にも「重要な」という文言を追加することにより、軽微と思われる事項での届出を不要とすることを検討していただきたい。	監督上把握することが必要な情報を求めているものであり、修正は不要と考えられます。
27	17条1項	定義の明確化のため、「次に各号に掲げる額」の後に「(与信相当額という。)」という文言を追加していただきたい。	定義は明確に規定されており、修正は不要と考えられます。

番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
28	17条1項3号	(注10)について、顧客分別金以外の金銭信託について、取引先リスク計上の対象か否かについて明確化すべきである。なお、当該注記は旧証券会社自己資本府令の平成17年5月26日の改定時に追加され、それ以前は記載がなかった。平成13年3月31日改定時の経緯を含め、現時点で、金銭信託の取引先リスクの扱いが不明となっている。	顧客分別金以外の金銭信託については、取引先リスク計上の対象になるものと考えられます。
29-1	17条1項4号	表中又は注釈に「正の値をとるものに限る。」と書き加えていただきたい。	ご意見を踏まえ、自己資本告示第17条第1項第4号についての所要の修正を行います。
29-2	17条1項4号	定義の明確化のため、与信相当額の欄に「(正の値をとるものに限る。)」という文言を追加するのが適当ではないか。	上記、29-1を参照ください。
29-3	17条1項4号	DVP取引について、第17条1項4号の与信相当額に定義に、現行規制と同じように、(正の値をとるものに限る。)を加えた方がよいのではないか。	上記、29-1を参照ください。
29-4	17条1項4号	与信相当額の欄の文言に「正の値をとるものに限る」が欠落しているのではないか。	上記、29-1を参照ください。
30	17条1項5号	同項は、与信相当額を定義するものであり、「リスク相当額」を「与信相当額」という文言に変更するのが適当ではないか。	ご意見を踏まえ、自己資本告示第17条第1項第5号についての所要の修正を行います。
31-1	17条3項2号	旧証券会社自己資本府令における別表第16表(リスク・ウエイト欄)が欠落しているのではないか。	ご意見を踏まえ、自己資本告示第17条第3項第2号についての所要の修正を行います。
31-2	17条3項2号	「次の表」というのが特に記載されていないが、現行規制のように経過日数でリスクウェイトを規定する表が欠落しているのではないか。	上記、31-1を参照ください。
31-3	17条3項2号	表及び経過日数が欠落しているのではないか。	上記、31-1を参照ください。



番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
31-4	17条3項2号	リスクウェイトは、旧証券会社自己資本府令別表第16に準じ、専ら期間によって考慮されるべきものである。	上記、31-1を参照ください。
32	17条3項3号	文中の「…これらに準ずるものを…」は「…これらに準ずる者を…」ではないか。	ご意見を踏まえ、告示第17条第3項第3号についての所要の修正を行います。
33-1	17条3項3号	金融商品取引業者等に関する内閣府令(案)第184条第7項第1号と同様、以下のいずれかの方法により公示においても“連結財務諸表提出会社”には、“外国におけるこれに相当する者”が含まれていることを明記して頂きたい。(現行の内閣府令では、明記されているもの。)①第1条において、連結財務諸表提出会社の定義“連結財務諸表提出会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。”を追加する。	ご意見を踏まえ、告示第1条第48号として、「府令第百七十七条第七項第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう」を追加いたします。
33-2	17条3項3号	②同表(注1)において、“連結財務諸表提出会社”の後ろに“又は外国におけるこれに相当する者”という文言を追加する。	上記、33-1を参照ください。
34	17条1項3号	(注4)において、名義書換料、管理料、信用取引貸株料がなぜ含まれないのか。回収不能となる場合は、これらの区別なく発生すると思われるため、一律に信用取引資産に含めてもよいのではないか。	ご意見を踏まえ、告示第17条第1項第3号(注4)について、所要の修正を行います。
35	18条2項	一般信用取引のように金融機関からの借入により融資を行う取引もあるため、金融費用から控除できる金融収益の範囲を拡大していただきたい。金融費用の金額が金融収益の金額を超えている場合のみ基礎的リスクの計算の基礎に含めることとしていただきたい。	告示第18条第2項においては、金融費用の額に着目して基礎的リスク相当額を算出することを求めており、修正は不要と考えます。
36	18条3項	会社法の改正に鑑み、「各営業年度」より「各事業年度」の文言に変更するのが適当ではないか。	ご意見を踏まえ、告示第18条第3項についての所要の修正を行います。

番号	条番号	コメントの概要	金融庁の考え方
37	18条4項6号	信用取引貸株料についての言及がないが、その取扱いはどのようにすればよいか。	基礎的リスク相当額の計算上、営業費用として取扱っていただく必要があります。
38	18条5項	基礎的リスク相当額の算出において、「計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が1年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。」とあるが、合理的な方法とはどのような方法か明記願いたい。	個社の実状に応じ、個別に判断されるべき事項ではありますが、例えば一月平均の営業費用を算出し、12倍するなどの方法も考えられます。なお、新たに業務を行う際は、当該業務に要する費用が合理的に見積もられている必要があります。
39	附則	「府令附則第5条」とあるのは「府令附則第8条」ではないか。	ご意見を踏まえ、所要の修正を行います。